平成 28 年 12 月 5 日公開の「もと淀川区役所・もと城東区役所・もと城東区民ホール産業廃棄物収集運搬処分業務委託」の案件について、仕様書の記載内容の一部に誤りがありましたので、次のとおり修正しました。ご確認ください。

●「もと淀川区役所・もと城東区役所・もと城東区民ホール産業廃棄物収集運搬処分業務委託」

仕様書末尾の「産業廃棄物収集・運搬及び処分業務に関する特記仕様書」

修正箇所	誤	正
第2条(適正処理に必要な情報の提供)第4項	4 発注者は、委託する産業廃棄物の産業廃棄物管理票(以下「マニフェ	4 発注者は、委託する産業廃棄物の産業廃棄物管理票(以下「マニフェ
	スト」という。) の記載事項を正確に漏れなく記載することとし、虚偽また	スト」という。) の記載事項を正確に漏れなく記載することとし、虚偽また
	は記載漏れがある場合は、受託者は委託物の引き取りを一時停止しマニフ	は記載漏れがある場合は、 受注者 は委託物の引き取りを一時停止しマニフ
	ェストの記載修正を発注者に求め、修正内容を確認のうえ、委託物を引き	ェストの記載修正を発注者に求め、修正内容を確認のうえ、委託物を引き
	取ることとする。	取ることとする。
第4条(委託業務終了報告)	第4条 受注者は、最終処分が終了した後、直ちに業務完了報告書を作成	第4条 受注者は、最終処分が終了した後、直ちに業務完了報告書を作成
	し、発注者に提出する。この場合において、業務完了報告は、マニフェス	し、発注者に提出する。この場合において、業務完了報告は、マニフェス
	ト <u>D</u> 票及び別で定める「業務完了報告書」により報告するものとする。	ト <u>E</u> 票及び別で定める「業務完了報告書」により報告するものとする。